

「わかやま文化財ガイド」ウェブサイト再構築等業務委託 企画競争実施要領

この要領は、和歌山県の文化財を紹介するウェブサイト「わかやま文化財ガイド」の再構築等に関する業務の委託に当たり、契約交渉の相手方となる事業者を選定するための公募型プロポーザル方式による企画競争の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

1 事業の目的

和歌山県が平成23年度に構築し、現在公開中の「わかやま文化財ガイド」(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/bunkazai/index.html>) について、本県の文化財に対する興味・関心の高揚に資する魅力的なコンテンツとして再構築するとともに、閲覧者・管理者双方の利便性を向上させることにより、ウェブサイト利用の活性化を図り、文化財に関する情報発信機能を強化することを目的とする。

2 企画競争に付する事項

(1) 事業年度

令和5年度

(2) 調達業務の名称

「わかやま文化財ガイド」ウェブサイト再構築等業務

(3) 調達業務の内容

「わかやま文化財ガイド」についてのウェブサイト再構築等業務を実施する。

詳細は仕様書のとおり

(4) 調達業務を委託する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課（以下「文化遺産課」という。）

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

(5) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(6) 委託費の限度額

2,602,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）により企画競争に参加する場合には、その構成員の全てが次に掲げる（1）から（5）まで、（9）及び（10）の全ての要件を満たし、かつ、コンソーシアムとして、（6）から（8）までの全ての要件を満たすこと。

なお、単体又はコンソーシアムいずれかでの参加しか認めない。また、コンソーシアムの場

合においても、各構成員は、2以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

(1) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。

イ 自治法令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者であって、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 企画競争公告日現在において、1年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあつては、原則として、企画競争に参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。

(7) 企画競争に参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

(8) 企画競争公告日から起算して過去5年以内において、同種の業務に係る契約（国、地方公共団体、独立行政法人、公社・公団、民間企業等との契約をいう。）を締結し、当該契約を適正に履行（完了）した実績があること。

(9) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

(10) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

- エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
- カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

4 企画競争及び契約に関するスケジュール

| | |
|---------------------|-----------------|
| 令和5年7月24日（月）午前9時00分 | 公告 |
| 令和5年7月28日（金）午後5時00分 | 説明会参加申込期限 |
| 令和5年8月1日（火）午後2時00分 | 説明会（オンライン） |
| 令和5年8月9日（水）午後5時00分 | 質問受付期限 |
| 令和5年8月17日（木） | 質問に対する回答期限 ※1 |
| 令和5年8月18日（金）午後5時00分 | 企画競争参加表明書類提出期限 |
| 令和5年8月25日（金）午後5時00分 | 企画提案書類提出期限 |
| 令和5年9月6日（水）（予定） | 審査会（選定委員会会議） ※2 |
| 令和5年9月中旬（予定） | 審査結果通知 |
| 令和5年9月下旬（予定） | 契約締結 |
| 令和5年10月2日（月）（予定） | 業務着手 |
| 令和6年3月31日（日） | 業務完了 |

※1 質問に対しては、随時回答する。

※2 審査会の詳細については、提案者に対して別途通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

（1）場所

和歌山県教育委員会ホームページ（以下「県教委ホームページ」という。）への掲載

（2）期間

令和5年7月24日（月）午前9時00分から同年8月25日（金）午後5時00分まで

6 仕様書を交付する場所及び期間に関する事項

（1）場所

5の(1)と同じ

(2) 期間

5の(2)と同じ

(3) 説明会の実施

ア 場所

ウェブ会議システム (Microsoft Teams) による開催

イ 日時

令和5年8月1日(火) 午後2時00分から

ウ 対象

3に掲げる要件を満たしている者

エ 申込期間

令和5年7月24日(月) 午前9時00分から同月28日(金) 午後5時00分まで

オ 申込方法

(ア) 説明会に参加しようとする者は、文化遺産課に対して、電子メール(宛先は14の(2)のとおり。以下同じ。)により所定の書面を提出すること。

(イ) 所定の書面の様式は、企画競争説明会参加申込書【様式1】とする。

(ウ) 電子メールの件名は、「【説明会参加申込】「わかやま文化財ガイド」ウェブサイト再構築等業務」とすること。

カ 留意事項

(ア) 電子メール以外の方法による申込みは認めない。

(イ) 説明会への参加は任意とする。

(ウ) 参加者が個人、法人又はコンソーシアムのいずれであるかを問わず、**1事業者につき1アカウント**の接続に限る(複数人による視聴は可とする。)

(エ) オの(ア)の電子メールを受信した後、翌日(県の休日を除く。)の午後5時00分又は申込期間最終日の午後5時30分のいずれか早い時まで、申込みの受付が完了した旨を電子メールにより通知(返信)する。当該通知が届かない場合においては、文化遺産課に対して、電話により連絡すること。

(4) 質問の受付

この実施要領及び仕様書について質問がある者は、(3)の説明会において質問を行うものとし、その後は、次のア及びイにより行うこと。

ア 期間

令和5年8月2日(水) 午前9時00分から同月9日(水) 午後5時00分まで

イ 受付方法

(ア) この実施要領及び仕様書について質問がある者は、文化遺産課に対して、電子メールにより所定の書面を提出すること。

(イ) 所定の書面の様式は、質問申出書【様式2】とする。

(ウ) 電子メールの件名は、「【質問】「わかやま文化財ガイド」ウェブサイト再構築等業務」とすること。

ウ 質問に対する回答

質問に対しては、原則として令和5年8月17日（木）までに書面（電子メールを含む。）により回答し、その内容については、県教委ホームページへの掲載の方法により公表する。ただし、その内容が軽微なものにあっては、電子メールによる回答のみとし、県教委ホームページへの掲載を省略することができる。

エ 留意事項

公平性、透明性及び競争性の確保を図る観点から、提出書類、審査基準及び積算の内容、他の提案者からの書類の提出状況等に関する質問には回答しない。

7 企画競争参加の表明の手続に関する事項

この企画競争に参加するためには、8に掲げる企画提案書類を提出する前において、所定の企画競争参加表明書類を提出しなければならない。

(1) 企画競争参加表明書類を提出する場所及び期間

ア 提出方法

次のいずれかによるものとする。

(ア) 直接持参する方法

(イ) 郵便（書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務であって当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うもの又はこれらに準ずる方法に限る。）により送付する方法

イ 場所

(ア) 直接持参する方法

和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課
和歌山市湊通丁北一丁目2番地1 和歌山県庁南別館6階

(イ) 郵便により送付する方法

和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課
和歌山市小松原通一丁目1番地

ウ 期間（提出期限）

令和5年7月24日（月）から同年8月18日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分（最終日にあつては、午後5時00分）まで

(2) 企画競争参加表明書類についての質問

6の(4)に同じ（この実施要領及び仕様書についての質問として取り扱うものとする。）

(3) 企画競争参加表明書類の様式、種類、提出部数等

ア 企画競争参加表明書類は、次に掲げるものとする。

(ア) 企画競争参加表明書兼誓約書【様式3】

(イ) 提案者の概要書（会社案内、パンフレット等提案者の概要が分かる書類）

(ウ) 役員等に関する調書【様式4】

- (エ) 法人にあつては、登記事項証明書
 - (オ) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
 - (カ) 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
 - (キ) 企画競争公告日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - (ク) 企画競争に参加を希望する業務種目の営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類
 - (ケ) 企画競争に参加を希望する業務種目について1年以上の営業経験（新たにその営業を始めた者にあつては、その業務種目に類似した業務についての営業経験）があることを示す書類
 - (コ) 企画競争参加表明書類提出日現在において、和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類
 - (サ) 3の（8）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し（契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書又は履行（完了）証明書の写し等）
 - (シ) 支店その他の事業所の長を代理人として選任する場合にあつては、委任状【様式5】
 - (ス) コンソーシアムにあつては、コンソーシアムの構成について構成員全員が締結した協定書の写し
- イ コンソーシアムにより参加する場合は、アに掲げる書類をコンソーシアムの代表者が取りまとめて提出するものとする。ただし、アの（イ）から（コ）までの書類にあつては、コンソーシアムの構成員ごとに作成すること。
- ウ 企画競争参加表明書類提出日現在において、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であつて、業務種目が「大分類『6 情報処理』の小分類『5 インターネットコンテンツ作成・運用』」に登載されているものにあつては、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、アの（ウ）から（ケ）までの書類の提出に代えることができる。
- エ 企画競争参加表明書類の提出部数は、**正本1部**とする。
- オ 企画競争参加表明書類の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (ア) アに掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。
 - (イ) 委任状【様式5】については、次に掲げる事項に留意すること。
 - a 選任することができる代理人は、1人とする。
 - b 代理人の権限については、委任状【様式5】に記載している委任事項のとおりとし、委任期間は企画競争参加表明書類提出日から令和6年5月31日までとする。
 - c 委任状【様式5】に記載している委任事項に該当しない事項（審査会における企画提案の実施に関すること等）を委任する場合又は競争入札参加資格者名簿に代理人として

登載されている者を代理人に選任する場合にあっては、委任状の提出を要しない。

8 企画競争の執行に関する事項

(1) 企画提案書類を提出する場所及び期間

ア 提出方法

7の(1)のアに同じ

イ 場所

7の(1)のイに同じ

ウ 期間(提出期限)

令和5年7月24日(月)から同年8月25日(金)までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分(最終日にあっては、午後5時00分)まで

(2) 企画提案書類についての質問

6の(4)に同じ(この実施要領及び仕様書についての質問として取り扱うものとする。)

(3) 企画提案書類の様式、種類、提出部数等

ア 企画提案書類は、次に掲げるものとする。

(ア) 企画提案書

(イ) 見積書(次のa及びbに係るものを別個に作成すること。)

a 調達業務に要する費用

b 調達業務により制作したウェブサイトの保守管理業務(業務期間:令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)に要する費用

イ 企画提案書類の提出部数は、**正本1部、副本5部**とする。

ウ 正本及び副本の提出とは別に、文化遺産課に対して、電子メールにより企画提案書類の電子データを提出すること。ただし、ファイルサイズがおおむね6MBを超える場合は、メールシステムの仕様により受信できないので、文化遺産課に対して、大容量ファイル送受信サービスを利用したい旨を電子メールにより申し出ること。

エ 企画提案書類の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 企画提案書類の様式は、任意とする。ただし、用紙の寸法は、日本産業規格A列4番を原則とする。

(イ) 企画提案書については、この実施要領及び仕様書の内容を熟知の上、次に掲げる事項を満たすこと。

a 専門的な知識を有しない者であっても、容易に理解できる内容及び構成とすること。

b 次に掲げる事項を盛り込んだ内容とすること((j)にあっては、任意とする。)

(a) 企画のコンセプト

(b) 業務の実施計画(全体工程表、役割分担等)

(c) 業務の実施体制及び運営管理方法

(d) ウェブサイトの構成(サイトマップ)

(e) ウェブサイトのデザイン(スマートフォンにおける表示例を含む。)

(f) 検索機能の高性能化並びに閲覧機能及び管理機能の利便性向上に係る方針

(g) 既存データの移行方法

- (h) セキュリティ対策（脆弱性発見時の対応を含む。）
 - (i) 拡張性の考慮
 - (j) ウェブサイトの更なる魅力向上に資する独自の提案
- (ウ) 見積書については、次に掲げる事項を満たすこと。
- a 見積金額は、調達業務を完了するための価格の総額とし、次に掲げる項目その他必要な項目に応じた費用の内訳を可能な限り詳細に付記すること。
 - (a) ウェブサイト作成
 - (b) ウェブサイトデザイン
 - (c) サーバ管理
 - (d) CMS管理
 - (e) ドメイン取得
 - b 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額に100分の10に相当する額を加算した金額を記載すること。
 - c 見積書の宛先は、「和歌山県知事」とすること。
 - d 見積書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、見積者の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名をいう。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。ただし、見積書の発行者（発行者が法人の場合にあっては、発行責任者及び担当者）の氏名及び連絡先（電話番号）を当該見積書に記載する場合は、押印を省略することができる。
 - e 見積者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
 - f 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。
- (エ) 正本をカラー印刷とする場合は、副本についても同様とすること。
- (オ) 副本にあっては、提案者の特定又は推測につながる情報（事業者の商号又は名称、所在地、代表者氏名、ロゴマーク等）を一切記載しないものとし、当該情報の記載がある場合は、あらかじめ削除又は墨消し処理をしておくこと。

9 企画競争の執行における留意事項

- (1) 1事業者につき1提案に限る。
- (2) 提出書類（7に掲げる企画競争参加表明書類及び8に掲げる企画提案書類をいう。以下同じ。）の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - ア 提出書類の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。
 - イ 数字は、全て算用数字とすること。
 - ウ 提出書類の記入等には、原則としてコンピュータを使用すること。
 - エ 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し、その上段に訂正後の字句等を記入すること。
 - オ 提出に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。なお、添付書類等の不足に伴う再提出は、受付期間内において、迅速に行うこと。

- カ 受付期間後の提出書類の修正、追加及び再提出は認めない。ただし、文化遺産課の担当者が補正を指示し、又は追加資料の提出を求めた場合を除く。
- キ 提出書類は、いかなる場合においても返却しない。
- (3) 企画競争参加表明書類の提出をもって、提案者がこの実施要領及び仕様書の記載事項に同意したものとみなす。なお、提出後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 提出書類は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）に基づく開示請求の対象（公文書）となる。
- (5) 提出書類及びこの企画競争の実施に伴って取得した個人情報、この企画競争以外の目的に使用しない。
- (6) この企画競争の審査に必要な範囲において、提出書類を複製することがある。
- (7) 提出書類において、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「著作権等」という。）の対象となっている手法を使用した結果生じた責任は、全て提案者が負うものとする。
- (8) 受託事業者となった提案者の企画提案書類に係る著作権等は、12の（1）による契約の締結に伴い、和歌山県に帰属するものとする。ただし、契約の締結前にあっては、当該提案者に帰属する。
- (9) 受託事業者以外の提案者の企画提案書類に係る著作権等は、当該提案者に帰属する。
- (10) 提案者は、和歌山県に対して、企画提案書類における著作権等の使用に係る一切の対価を請求しないものとする。
- (11) 企画競争への参加（必要書類の作成及び提出を含む。）に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- (12) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、企画競争を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。提案者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で企画競争を公正に執行できない状況にあると認めるときも、同様とする。
- (13) その他企画競争の執行については、この実施要領に基づき、文化遺産課長が決定する。

10 企画提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 審査方法

ア 県職員以外の第三者を含む和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員を審査員とし、企画競争参加資格を有する者の提案の中から、(3)の審査基準に基づき、書面審査及びプレゼンテーション審査を行う。

イ 審査に当たっては、公平性、透明性及び競争性の確保を図る観点から、提案者の商号又は名称、所在地、代表者氏名、ロゴマーク等を伏せるものとする。

(2) 審査会（選定委員会会議）の開催

ア 場所及び日時

詳細については、提案者に対して別途通知する。

(ア) 場所 和歌山県庁周辺（予定）

(イ) 日時 令和5年9月6日(水)(予定)

イ 企画提案の所要時間(予定)

(ア) プレゼンテーション 約15分(提案件数により調整する。)

(イ) 審査員による質疑 約10分(提案件数により調整する。)

ウ 出席者数

1事業者につき3人以内とする。

エ 留意事項

(ア) 企画提案を行う順序は、原則として企画提案書類の受付順とする。

(イ) プレゼンテーションは、企画提案書類の内容に即して行うものとし、追加資料(プレゼンテーションのスライドを含む。)の使用は認めない。

(ウ) パソコン等の機材(インターネット回線を含む。)を使用しようとする場合は、企画提案書類の提出時に申し出るものとし、提案者が当該機材を持参すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンに限り、文化遺産課が用意する(これらと当該機材との接続にあっては、提案者において行うこと。)

(エ) 審査会(提案者による企画提案を含む。)は、**非公開**とする。

(オ) 審査会を欠席した場合又は指定の時間に遅れた場合には、審査の対象としない。

(3) 審査基準及び配点

企画提案の内容について、下表の審査項目ごとに数値(得点)で評価するものとし、審査項目ごとの配点の合計を100点満点として採点するものとする。

| 審査項目 | 審査の視点 | 配点 |
|----------------|--|----|
| 企画提案の内容 | | 70 |
| 実施方針 (業務理解) | ・業務の目的及び内容を十分に理解しているか。 ・仕様書の記載事項に即して意欲的に提案しているか。 | 10 |
| 企画性 | ・幅広い世代にとって魅力的な企画であるか。 ・将来的な展開を想定した拡張性を有しているか。 | 15 |
| 効果性 | ・文化財に対する興味・関心の高揚が期待できるか。 ・学生等による郷土学習への活用が期待できるか。 | 15 |
| 具体性・実現性 | ・具体性及び実現性の高い企画であるか。 | 15 |
| 独創性 | ・実効性を高めるための独創的な工夫が見られるか。 ・仕様書の記載事項以外の独自の提案が見られるか。 | 15 |
| 提案者の遂行能力等 | | 30 |
| 業務体制 | ・業務を円滑に遂行できる体制であるか。 ・業務の実施体制、役割分担等が明確に示されているか。 | 10 |
| 業務実績 | ・業務を遂行するために必要な経験、ノウハウ等を有し、過去に優れた成果を上げているか。 | 10 |
| スケジュール | ・業務を円滑に遂行できる計画であるか。 ・業務の完了に至るまでの工程が明確に示されているか。 | 5 |
| 業務経費 | ・業務経費(見積金額)は適正であるか。 | 5 |

(4) 事業者の選定方法

- ア 審査の結果、各審査員による評価点の合計が最高点の者を最優秀提案事業者とし、次点の者を優秀提案事業者とする。
- イ 原則として、アにより選定した最優秀提案事業者を契約交渉の相手方（以下「契約候補者」という。）に決定する。

(5) 提案者が1者の場合の取扱い

審査の結果、各審査員による評価点の合計が満点の6割以上である場合は、当該提案者を最優秀提案事業者とし、契約候補者に決定する。

(6) 提案者がいない場合の取扱い

企画競争の手続を中止する。

(7) 最高点の者が2者以上ある場合の取扱い

審査員の合議により選定した最優秀提案事業者を契約候補者に決定する。

(8) 審査結果の通知

- ア 契約候補者の決定後、全ての提案者に対して、審査結果（選定又は非選定の別及び当該提案者の評価点）を書面により通知する。ただし、コンソーシアムの場合にあっては、その代表者に対して通知する。
- イ 審査結果に対する質問、異議申立て等は認めない。

(9) 選定結果の公表方法及び内容

契約候補者の決定後、次に掲げる事項を県教委ホームページに掲載して公表する。

- ア 契約候補者の名称
- イ 全ての提案者（契約候補者を含む。）の評価点
- ウ 契約候補者の選定理由

11 企画提案の失格に関する事項

この実施要領に示した企画競争参加資格のない者及び提出書類について虚偽又は不正の記載を行った者がした提案並びにこの項に記載する失格事由に該当する提案は、失格とする。また、審査会開催日時点で3に掲げる要件を満たしていない者のした提案は、失格とする。

次のアからソまでのいずれかに該当する提案は、失格とする。

- ア 企画競争に参加する者に必要な資格のない者がした提案
- イ 所定の提出期限までに提出されなかった提案
- ウ 同一事項の企画競争について、提案者又は代理人が2以上の提案をした場合（コンソーシアムの構成員が、単独又は他のコンソーシアムの構成員として重複して提案した場合を含む。）のそのいずれもの提案
- エ 同一事項の企画競争について、代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの提案
- オ 同一事項の企画競争について、提案者が他の提案者の代理をした場合のそのいずれもの提案
- カ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる提案
- キ 記名押印を欠いた見積書による提案（8の（3）のエの（ウ）のdのただし書に該当す

- るものを除く。)
- ク 見積金額を訂正した見積書による提案
 - ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書による提案
 - コ 審査員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた者による提案
 - サ 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合のそのいずれもの提案
 - シ 事業者選定終了までの間において、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示した者による提案
 - ス 提出書類に虚偽又は不正の記載をした者による提案
 - セ 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正な行為をした者による提案
 - ソ その他企画競争に関する条件に違反した提案

12 契約の締結に関する事項

(1) 契約の締結

- ア 選定結果の通知後、契約候補者との協議により業務の仕様を確定させた上で、当該仕様に基づく見積書を徴取し、随意契約を締結する。ただし、協議により仕様の変更を行った場合においても、委託費の上限額は2の(6)のとおりとする。
- イ 契約候補者と契約の締結に至らなかった場合は、当該契約候補者から辞退届(様式は任意とする。)を徴取するとともに、優秀提案事業者(次点者)を契約候補者として協議を行う。
- ウ 契約候補者の決定後、契約の締結の日までの間において、契約候補者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しない。この場合において、和歌山県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

(2) 契約保証金の納付

- ア 契約を締結する者は、契約保証金を納付しなければならない。契約を締結する者がコンソーシアムである場合にあっては、その代表者又は代表者から委任を受けた構成員が納付するものとする。
 - a 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。
 - b 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - (a) 和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第86条各号に規定する担保
 - (b) 保証事業会社の保証
 - c 契約保証金は、財務規則第93条各号に該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。
- イ 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

13 契約書の要否

要

14 企画競争及び契約の事務を担当する部局

この企画競争及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課（担当：普及班 中西、岡田）

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3730

ファクシミリ番号 073-441-3732

電子メールアドレス e5007001@pref.wakayama.lg.jp